



強風時の火災予防!!



朝、晩と涼しく過ごしやすくなり、草木の色も力強い緑から次第に褪せ、秋らしい気配となってきた今日この頃。

稲穂の収穫が終わった田んぼや畑など、枯草などを集め焼却しているのをよく見かけるようになりました。

そんな中、この時期にはたき火の火が思いがけず拡大し、火事となってしまうことがしばしばあります。特に風の強い時には想像以上に火事が大きくなり、大惨事となってしまうことがあるので絶対にたき火をしないでください。

【宗像消防署で行った火災実験の様子】



はじめは小さな火が強い風(風速約5m/s)を送ることであつという間に風下方向へ延焼していく様子が見られました。

強風と火事

火が燃えるには火種と可燃物、酸素の3つが必要です。風は火に酸素を含む空気を豊富に供給し続けることで着火を容易にし、また炎をあおり、火のついた可燃物を飛散させ、著しいスピードで炎が拡大していきます。なので…

風の強い日は絶対にたき火をしないでください!!

※2016年12月に起きた新潟県糸魚川市の大火も強風によりあつという間に燃え広がり住宅など合計147棟を焼損させました。

たき火に関する消防署からのお願い



たき火は原則として法律で禁止されています！

野外での草木等の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則的に禁止されています。正当な理由なく違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれらが併せて科せられます。

ただし、以下の場合などは例外として認められています。

- ・農業や林業等のためにやむを得ず行う廃棄物の焼却
- ・地域で行う「どんど焼き」等の行事に伴う廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営むうえで行う軽微なもの



ただし、プラスチック類など、**黒煙や悪臭を発生するものは焼却できません**。また**近隣の方の生活に支障のある場合**や**延焼拡大の危険がある場合**は消火をお願いすることがあります。

上記以外のたき火をしようとする際は下記に連絡をお願いします。

宗像市市民協働環境部 環境課 0940-36-1421

福津市防災安全課 0940-43-8107

最寄りの消防署 ⇒ 連絡先は別紙記載

※消防署への連絡は、火災危険の把握のために届出を受けるものであり、実施の許可等は宗像市・福津市の関係部署に指導を受けてください。

火災とまぎらわしい煙等を発する行為の留意事項

1 消防署への届出は、たき火（野焼き）等の行為を許可等するものではありません。

「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」は、あくまでも消防機関が実施状況を把握するための届出であり、たき火（野焼き）等の行為を許可等するものではありません。可否等は関係市担当課の指導を受けてください。

届出の内容は次のとおりです。

①燃やす物品、量、場所 ②消火準備、警戒人員 ③緊急時連絡先等

2 関係市担当課の指導を受けてください。

宗像市・福津市とも、野焼き等は「廃棄物処理法」により原則禁止されています。

例外として、農作業（稲わらなどの焼却など）や風俗習慣上の行事（どんと焼きなど）等が認められる場合がありますので、担当課の指導を受けてください。

また、例外であっても、住民から煙、異臭等による苦情も多発しており、中止をお願いする場合がありますので、必ず担当課の指導を受けてください。

	宗像市	福津市
担当課	市民協働環境部 環境課	防災安全課
電 話	0940-36-1421	0940-43-8107
FAX	0940-36-0270	0940-43-3168

□注意事項（例外として認められたたき火（野焼き）等の実施時）

- 1 風の強い日、空気が乾燥している時、及び夜間は実施しない。
- 2 多量の煙や異臭等を発する物品等は焼却しない。
- 3 必ず消火の準備をし、決してその場を離れない。
- 4 周囲に燃え移らない安全な場所で行い、できるだけ小規模で実施する。
- 5 残火処理（完全消火）を確実にを行う。

※ 上記の他、火災予防上必要と認められるときは、たき火（野焼き）等の禁止や制限、さらに消火する場合がありますので、あらかじめ了承ください。

	担当課・署所	電話	FAX
書類提出先 及び お問い合わせ先	宗像消防署	0940-36-2481	37-0011
	福津消防署	0940-43-0521	43-7034
	宗像消防署 赤間出張所	0940-32-6837	35-5195
	福津消防署 津屋崎・玄海出張所	0940-62-3815	62-1206
	宗像消防署 大島分遣所	0940-72-2310	72-2310

野焼きについて

木、竹、草等を野外で焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。ドラム缶を使ったり、ブロックで囲ったり、穴を掘ったりして燃やしてもいけません。また、個人所有の焼却炉の使用も禁止されています。

木、竹、草等は、市で定められた処理方法で適正に処理しましょう。法律に違反して焼却した人は、5年以下の懲役か、1000万円以下の罰金が科せられます。

ただし、以下の焼却は例外として認められています。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：地域で行う「どんど焼き」など)
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例：農業者が行う田の畔草焼き(3月～5月頃)、麦わら焼き(5月～6月頃)、わら焼き(10月～11月頃)など)
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例：たき火やキャンプファイヤー)

※ タイヤ、廃ビニール(農業用を含む)、プラスチック類など、黒煙や悪臭が発生するものは、上記の場合であっても焼却できません。

※ 近隣の方の生活環境に支障がある場合は、上記の場合であっても中止をお願いします。

問い合わせ先 宗像市環境課 TEL：0940-36-1421 FAX：0940-36-0270